



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

## 事務所通信・スターダスト 2013年3月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

### 1 通信送付のご挨拶

謹啓 早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。2月は日数も短くあっという間に月末を迎えた感があります。確定申告も早速行い、春に向けての準備を着々と進めております。

開業セミナーを開催したり、新境地を開拓しつつあります。一般の方にやさしく説明するために「考える」ということは本当に大切であると思っています。自分の言葉で噛み砕いて話すことの重要性を感じている今日このごろです。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) 開業セミナーを開催しました

2月16日(土)午後2時から4時まで、千代田区神田神保町の東宝土地株式会社貸し会議室において「開業セミナー～開業の手続き、ノウハウを一気に獲得～」を開催しました。当事務所が参加している朝会 BNI サンプラチャプター開業支援士業チームが企画運営を行いました。

当日は開業を志す17名の方々にお集まりいただきました。誠にありがとうございました。私も許可認可の専門家としてお話をさせていただきました。

今後も定期的に「開業セミナー」を開催させていただきます。ご興味のある方がお近くにいらっしゃいましたら、ご案内いただけたらと思います。次回は4月4日の夜を予定しております。



#### (2) 市川市行政書士相談会の相談員を務めて参りました



2月12日(火)、午後1時から5時まで市川市役所本庁舎において、市民向けの行政書士無料相談が行われ、相談員を務めて参りました。当日は5名の方のご相談をお受けいたしました。相続手続き、成年後見に関するものが相談内容でした。ご相談に応じるとともに、行政書士の仕事をより多くの方に知っていただく機会となっております。来年度もこの相談会に相談員として数多く参加させていただきます。

#### (3) 市川商工会議所青年部の平成25年度拡大研修委員会委員長に

12日、平成24年度市川商工会議所青年部第2回定期総会が開催されました。そこで、平成25年度の役員人事が承認され、当事務所代表が拡大研修委員会の委員長に就任することとなりました。年3回の定例会の開催企画・運営、諸研修会の開催など沢山の仕事があります。46歳以下の青年部会員候補の方がお近くにいらっしゃいましたら、是非ご紹介下さい。よろしく願いいたします。

#### (4) BNI サンプラチャプターの次期メンバーシップコーディネーターに

12日、当事務所代表が参加する BNI サンプラチャプター（会場：中野サンプラザ）の次期（4月から）役員が発表され、メンバーシップコーディネーターに就任することになりました。メンバーシップコーディネーターは、メンバー間のあらゆる利害対立への対応、新規メンバーの審査などを司る重要な役割となっています。BNI ディレクターコンサルタントとしての経験を生かして、チャプター（支部）の活性化を行っていきたいと思います。火曜日の朝7時から毎週中野サンプラザで開催するサンプラチャプターに、皆様是非一度見学にいらっしやいませんか。朝から元気なメンバーがあなただのビジネスを加速させます！

### 3 業務インフォメーション

#### 1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

#### 2) 建設業許可を新たに取得したい方をご紹介下さい

新規に建設業許可を取りたい方を是非ともご紹介下さい。ご相談いただいた上で、適正な見積りで迅速に許可を取得いたします。

建設業許可を取得する目的・効果は、1) 業務拡大を図れる（許可業種の充実、営業規模制限(500万円)がなくなる）、2) 社会的信用が高まる、3) 顧客にPRできる（許可番号があると効果）、4) 元請けからの要望に応じられる、元請けを増やせる、5) 公共工事を受注するために入札参加することがきる、6) 融資が受けやすくなる（銀行からの要望）などがあげられます。将来に備えての取得も重要です。

許可を受けなければならないのに許可を受けずに建設業を営んでいる者「無許可業者」が、過去に法定額以上の工事を請け負っていた場合（500万円以上の工事）でも、それをもって許可を取得できないことはありません。許可取得をためらっている方には是非取得をお勧めします。

また、建売を行う不動産業者の方、リフォームを自ら行う不動産業者の方、契約の如何では建設業許可を要するケースもあるかもしれません。是非、当事務所にご相談ください。



#### 3) 春はお引越しの季節ですね。車の登録もお引越しを…

3月は、お引越しの季節ですね。

引越しではいろいろな役所の手続きが必要です。住民票や運転免許書などなど。一番忘れがちなのは、お車の登録移転です。

車庫証明の取得から、陸運支局で登録まで非常に面倒なものですよね。移転後15日以内に届出なければならないのですが（罰則を求められることなどは実際ありません

が）、将来的に売却、廃車時に困ることになります。当事務所にお任せいただければ、出張封印等（自宅等でナンバーの取替え）も含めてご対応致します。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239